

ベトナム・バクニン省級裁判所における公判手続

JICAベトナム長期派遣専門家 中 島 朋 宏

第1 本稿の目的等

1 パイロット地区としてのバクニン省

JICAの関与の下でのベトナム法整備支援の歴史は、既に10年余りに及んでいるところであるが、2007年4月より、「法・司法制度改革支援プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。なお、本プロジェクトは4年間で予定している。）という新たなプロジェクト名の下、同国に対する法整備支援は、更なる深化を目指している。

この点、本プロジェクトの特徴の一つは、法律制定段階における支援から実務運用段階における支援へ、また、中央政府機関に対する支援からバクニン省をパイロット地区として選定した上での地方機関の能力向上に係る支援へと、その対象が拡大されたことにある。

上記の支援活動は、パイロット地区における実務運用の検証により得られた知見をもとに、中央政府機関の地方機関に対する情報提供、指導能力を向上させ、もって、中央政府機関から地方機関へとその効果を波及させていこうという手法による。すなわち、パイロット地区であるバクニン省における情報収集、中央政府機関におけるその検討、その結果のバクニン省への伝達、それを受けてのバクニン省における実務改善の試み、それを受けての中央政府機関における更なる検討といった、中央政府機関とバクニン省との間の相互作用を通じて、バクニン省における実務運用能力及び中央政府機関の情報提供、指導能力をともに向上させ、さらに、将来的に、それを他の地方に波及させていこうというものである。

2 本稿の対象及び目的

(1) 本プロジェクトの対象機関は、ベトナム司法省、ベトナム最高人民検察院及びベトナム最高人民裁判所（Supreme People's Court。以下「SPC」と略記する。）であるが、対象機関をSPCとする法整備支援活動については、前記1の手法上、バクニン省の裁判所における情報収集活動が本プロジェクトにおける活動の大前提となる。そして、そこで検証されるべき実務運用の最たるものは、2004年に施行された刑事訴訟法及び2005年に施行された民事訴訟法の裁判所における運用である。

そのため、現長期専門家3名（伊藤文規チーフアドバイザー、石那田隆之長期専門家及び当職）において、本プロジェクトの1年目の活動として、2007年7月末から2008年1月末までの間に、7回に亘り、バクニン省級裁判所の裁判手続を傍聴した。このうち、当職が傍聴した事件ないし手続の内訳は、民事第一審公判準備手続1件、民事控訴審公判手続5件¹、刑事第一審公判手続4件及び刑事控訴審公判手続3

¹ ただし、うち1件は、控訴人が2回欠席したため中止決定（民事訴訟法266条2項）がなされた事案である。

件である。²

- (2) 本稿では、当職の傍聴した前記 13 件のうち公判手続 12 件の傍聴結果に基づき、ベトナムにおける公判手続の流れを実際の様子も含めて説明し³、その上で、最後に、公判手続の特徴のいくつかに触れたいと思う。それにより、公判手続の流れを整理するとともに、特にベトナムにおける公判手続を傍聴した経験のない読者に対し、一定の情報提供が行えれば幸いである。もとより、個々の裁判の内容の当否を扱うものではなく、したがって、具体的な事案の内容に立ち入るものではないこと、御了解いただきたい。

なお、本稿は上記のとおり、あくまで実際の訴訟運営の観点から公判手続に絞って説明を試みるものであるが、その大前提として、ICD NEWS 第 21 号及び第 23 号に、ベトナム民事訴訟法仮訳及び同法全般についての詳細な論考並びにベトナム刑事訴訟法及び刑法の各仮訳等が掲載されているため、適宜、参照いただきたい。⁴



【写真：バクニン省級裁判所】

第 2 公判手続の流れ

1 法廷の構造

公判手続の流れにつき記載する前に、少しでも具体的なイメージを持っていただけるよう、ベトナムの法廷の構造について触れておきたい。

日本の法廷と比較した場合のベトナムの法廷の構造的特徴としては、①検察官の席及び裁判所書記官の席が、裁判官及び人民参審員（特定の事件につき、審理合議体の構成員として関与する。）の席と同じく、いずれも法壇上にあること、②証言台に椅子がないこと、③法壇や証言台等と「傍聴席」⁵との間の仕切り（bar）が非常に簡単なものであること、④刑事法廷も含め、開放的な印象を受けること（例えば、法廷の外部から内部を見ることが比較的容易である。なお、傍聴人の多い事件では、法廷の扉が開け放たれ、外部からも傍聴人が立ち見していたものがあつた。⁶）などである。

² 従前、ベトナムの訴訟手続に関する各論考等においては、民事訴訟についても「公判」の語が用いられており、本稿もその例に従う。

³ なお、訴訟手続の検討にあたっては、まずは第一審の訴訟手続を検討した上で上級審での訴訟手続を検討することが望ましいかとは思われるが、日程調整の関係上、未だ民事事件の第一審公判手続の傍聴は叶っていない。そのため、民事事件については、控訴審の公判期日における手続を代用的に扱うこととする。

⁴ 以下、法の規定に関する記述で単に「仮訳」という場合、これらの仮訳を指す。

⁵ 後記のとおり、この「傍聴席」は、あくまで法廷の構造に着目した形式的な呼称として用いている。

⁶ 開放性に関しては、法廷の密閉性が低いことも指摘できる。そのため、特に冬場（ハノイと同じく、バクニン

具体的には、右のバクニン省級裁判所の刑事法廷の写真を参照されたい(なお、民事法廷も基本的に同様の構造である。)

写真中、①正面法壇上、中央の椅子が裁判長の席、その左右2脚ずつ合計4脚の椅子が陪席裁判官及び人民参審員の席⁷、向かって左端が検察官の席、向かって右端が裁判所書記官の席



(なお、その席に向かって右側の壁には、開廷を知らせるベルのスイッチがある。)、②法壇の手前中央が証言台にあたる格子、その左右の黒色の机及び椅子が弁護人ないし当事者の訴訟代理人弁護士⁸の席(典型的には、刑事事件の場合、被告人の弁護人と損害を受けた者として参加した民事原告の訴訟代理人弁護士が着席する。民事事件の場合、原告及び被告に訴訟代理人弁護士がいれば、それらの者が着席する。なお、この席は、あくまで弁護士用の席のようであり、訴訟代理人弁護士がいなくても、当事者本人はここには着席せず、「傍聴席」の最前列に腰掛けていた。)、③それらの手前にある2台の茶色の机(なお、写真中、向かって左の机にはペットボトルが載っている。)が「傍聴席」との間の仕切り、更にその手前に並ぶ椅子が「傍聴席」である。

ただし、通常、「傍聴席」の最前列には、刑事事件では被告人や被害者が、民事事件では原告本人及び被告本人が着席するほか、当事者⁹多数の事件では、「傍聴席」の2列目以降にも当事者が着席する。さらに、後記のとおり、証人等のその他の手続の参加者も含め、この「傍聴席」で証言等が行われることも少なくない。したがって、この「傍聴席」は、あくまで法廷の構造に着目した呼称であり、日本におけるように、当事者その他手続に関与する者は仕切り(bar)の中に、それ以外の者は傍聴席にといった形での区別はなされていないことに留意されたい。

2 刑事第一審公判手続の流れ¹⁰

(1) 公判期日の開始手続(201条ないし205条)

省も寒いときは摂氏七、八度まで気温が下がる。冬場でも湿度が90パーセント前後と高いため、体感温度は実際の気温よりも低い。当然、暖房設備等はない。ちなみに、摂氏10度を切ると小学校は休校となる。)は、隙間風の入る中、「傍聴席」に長時間座っていること自体、なかなか大変なことであり、「傍聴席」の者は皆、上着も着たまま、縮こまって震えているような状態である。

⁷ なお、審理合議体の構成につき、刑事訴訟法185条及び244条並びに民事訴訟法52条及び53条。

⁸ 訴訟法上は「当事者の権利の保護人」等、異なる用語が用いられているが(刑事訴訟法59条、民事訴訟法63条等)、理解の便宜のために日本法概念を用いる。以下の記述においても同様である。

⁹ 関連する権利、義務を有する者(民事訴訟法56条4項)が含まれることに留意されたい。

¹⁰ 控訴審の手続も基本的には第一審と同様であるため、控訴審については補足的に若干言及するに止める。なお、以下、本項(脚注を含む。)において挙げる条文は、断りのない限り、すべて刑事訴訟法の条文である。

ア 開廷

開廷前、裁判所書記官は、出頭者の確認等を行うとともに、出頭者に対し、公判期日における規則（197 条）を告知する。

そして、検察官も出頭した後、裁判所書記官が開廷を知らせるベルを鳴らし、間もなく審理合議体が入廷する（この際、法廷内のすべての者が起立する。）。

裁判長が開廷を宣言し、「公判を行う決定」（178 条）を読み上げる。¹¹これにより、被告人、審理合議体の構成員、検察官、弁護人等のほか、尋問のために公判期日に召喚された者の氏名もすべて明らかにされる（この読上げが終了した時点で、裁判長は、法廷内の全員の着席を促し、裁判長を含めたすべての者が着席する。）。

イ 人定質問等

(ア) 裁判長は、次に、裁判所書記官から、召喚され出頭した者の報告を受ける（この際、裁判所書記官は起立する。）。欠席者がいる場合、裁判所書記官は、その理由を併せて報告する。¹²

(イ) 引き続いて、裁判長により、出頭者の人定質問が行われる（この際、被告人は、証言台の前に進んで質問を受けるが、その他の者は、「傍聴席」において、その場で起立して質問を受けるのが一般的なようである。）。¹³

人定質問にあたり、特に被告人に対しては、住所、氏名、生年月日、職業のほか、学歴や父母の氏名、婚姻の有無、婚姻している場合の配偶者の氏名、子がいる場合のその数、前科前歴等も確認されるのが特徴的である。

また、この際、被告人が起訴状及び事件の公判を行う決定を受け取っているか否かの確認もされる。

ウ 権利義務の説明、各種要求の確認等

(ア) 人定質問が終わると、裁判長は、被告人その他召喚され出頭した訴訟参加人に対し、それぞれの権利義務を説明する（被告人等の権利義務の内容につき、50 条以下）。

この点、ベトナムにおいては黙秘権の保障がないため¹⁴、被告人に説明される権利に黙秘権が含まれないことが最大の特徴である（裁判長が、かえって、被告人に対し、誠実に真実を話す義務があるという旨を告げた事件もあった。）。

¹¹ 同一日に複数の公判期日が予定されている場合、各事件の審理開始時に、当該事件に係る決定がそれぞれ読み上げられる。

¹² 同一日に複数の公判期日が予定されている場合は、最初に審理される事件における報告の際に、後に審理される予定の事件につき召喚された者の出頭状況についても併せて報告がなされる。このことから分かるように、同一日に複数の公判期日が予定されている場合、最初の事件の審理の際、後に審理されるべき他の事件の被告人その他出頭者も基本的に既にすべて在廷していることに留意されたい。

¹³ 同一日に複数の事件の審理が行われる場合、人定質問は、各事件の審理開始時に、各事件の出頭者に対してなされる。

¹⁴ なお、文言上は 50 条 2 項 e の防御権に黙秘権を含めることも不可能とはいえないと思われるが、憲法上も刑事訴訟法上も黙秘権の明文の保障はなく、解釈論として難しいであろう。実際、別の機会に裁判官と面談した際、黙秘権について言及したときも、「その点は日本と異なる」という旨の説明を受けた。もっとも、209 条 4 項が公判期日において被告人が質問に答えないことを想定していることからすれば、権利としての保障はなくとも、法は、被告人が黙秘すること自体は許容していると解すべきものと思われる。

他方、この際に、審理合議体や検察官等の一定の者の更迭（42 条以下。日本における忌避に近いものである。）を提案するか否かの確認がされること、この時点で既に控訴申立権について説明がされることなども特徴的である。

なお、特に更迭の提案との関係で、審理合議体の構成や役割（証拠に基づき判決をする等）、検察官の役割（公訴を行い、検察院の代表として起訴状を発表する等）についての説明がなされることもあり、また、例えば、薬物の入手先が解明されていない事案において、裁判長が、この権利告知の際、被告人に対し、他人の犯罪をかばってはならない旨を告げたこともあり、権利義務の説明の方法については、個々の裁判官の裁量に委ねられている部分がかなり大きいようである。

以上のほか、204 条 1 項によれば、権利義務の説明の際、証人は、虚偽の証言をしない誓約をしなければならないことになっている。この点、当職の傍聴した事案中、証人と解される者が出頭していた事案もあったが（なお、被害者や民事原告等は証人に含まれないと解されることにつき、51 条ないし 55 条、210 条及び 211 条等）、少なくとも、誓約書の朗読、あるいは、裁判所書記官が誓約文言を述べそれを証人が繰り返すといった方式での誓約は行われていなかった。したがって、この誓約は、せいぜい、裁判長から証人は虚偽の陳述をしてはならない旨が告げられ、証人がそれを了承するという程度の極めて簡単なものとして行われているようである。¹⁵

(イ) また、裁判長は、併せて、検察官及び訴訟参加人に対し、証拠調べの追加を要求するか否か、欠席した訴訟参加人がいる場合に公判期日の延期を要求するか否かを確認する。¹⁶

(2) 証拠調べ手続¹⁷（206 条ないし 216 条）

ア 起訴状朗読

証拠調べ手続の開始に先立ち、検察官が起訴状を朗読するとともに、補充意見があればこれを述べる（この際、検察官は起立する。）。

この点、ベトナムにおける起訴状は、その内容として、日本における公訴事実や罰条に限定されず、ひろく、犯行の目的、動機その他の重要な事実関係、情状のほか、さらには証拠関係を含む極めて広汎なものであるため¹⁸、起訴状の朗読は、時に長い時間に及ぶ。

なお、控訴審の場合には、証拠調べの開始に先立ち、審理合議体の構成員が事件

¹⁵ 傍聴の際の通訳上の制約もあり、正確には確認できていないことを御了承いただきたい。

¹⁶ 被告人、被害者、民事原告等については、その権利として証拠物等の提出が規定されていること（50 条ないし 54 条）との関係で、202 条の更迭の提案の有無の確認と同じく、205 条の要求の確認も、201 条の権利義務の告知の際に併せて行われているようである。

¹⁷ 刑事訴訟法上は「尋問」と規定されているようであるが、規定の内容としては物証を含むため、ここでは理解の便宜のため、ひろく「証拠調べ手続」と訳した。ただし、207 条 3 項は、尋問の際に証拠物を取り調べる旨を規定しており、証拠物の取調べはあくまで尋問の補充的なものとして位置付けられているとも解される。

¹⁸ 167 条。それゆえ、性質的には、日本の起訴状及び冒頭陳述に加え、一定の範囲で論告の内容をも含むものといえる。なお、事件記録が起訴後直ちに裁判所に送付され、審理合議体が実質的検討を行った上で公判期日に臨むことにつき、39 条、40 条、166 条 3 項及び 176 条以下。

の内容、第一審判決書における判断、控訴等の内容を要約して陳述する（247 条前段。陳述を行う構成員のみが起立してこれを行う。）。この場合には、当該陳述によって審理の対象が明らかになるため、当該陳述が第一審における起訴状の朗読に代わるものとして扱われているようである。

イ 証拠調べ

(ア) 起訴状の朗読が終了すると、被告人、被害者等の尋問が行われる。

この点、尋問の順序については、刑事訴訟法上、「合理的な」と規定されているのみであり（207 条 1 項）、具体的な順序は審理合議体の裁量に委ねられていると解されるものの、一般的に、被告人、被害者、民事原告、証人というように、209 条ないし 211 条の規定の順序に従って尋問が行われている（ただし、必要が生じれば、適宜、既に一度尋問した者を再度尋問するということが行われており、上記の順序はあくまで基本的な順序である。再度の尋問は、特に被告人に対して頻繁に行われている。）。このような順序で尋問が行われる前提として、やはり、まず、事件の核心に近い者から、特に確認を要する重要な事項から尋問を行うべきとの考え方があるように思われる。¹⁹

他方、尋問を行う者の順序については、207 条 2 項により、裁判長、陪席裁判官²⁰、人民参審員、検察官、弁護人といった順序で尋問が行われることが定められている。この点、同条項は、被告人、被害者等の各尋問において、それぞれ上記の順序で尋問を行うという趣旨ではなく、公判期日全体を通じて、上記の順序で尋問を行うという趣旨のものとして運用されているようである（すなわち、まず裁判長ないし陪席裁判官が尋問すべき者すべてに対する尋問を行った後に、検察官や弁護人が、尋問したいと考える者に対して尋問を行っているというのが実情である。）。

(イ) 上記のような尋問に係る順序と、公判期日に先立ち審理合議体が事件記録を検討し公判期日のための準備を行うという構造とが相まって、実際の尋問は、裁判官の主導による極めて職権的なものとして行われている。

すなわち、そもそも裁判長は、公判期日に先立ち、事件記録を検討し、誰を尋問すべきかを決定しているが（176 条 2 項 a，178 条 9 号，183 条），この際、当然ながら、どのような事項を尋問すべきかについても検討しており、それを踏まえて、公判期日までの間に、どのような流れで尋問を進めていくかにつき具体的な計画を立てている。したがって、公判期日における尋問は、基本的に、裁判長がその問題意識に基づいて立てた計画に従って進められる。²¹

¹⁹ この点、傍聴した事件中、一部否認事件（例えば、薬物事犯における常習性の否認や横領の被害額の一部否認等）はあったが、完全な否認事件（特に被告人が人違い等を主張している事件）はなかったことに留意されたい。

²⁰ 陪席裁判官の尋問の順序については、明確に定められているところではないが、裁判長に準じるものとして、裁判長と人民参審員の間に位置付けられているようである。なお、陪席裁判官の尋問については、脚注 27 においても改めて触れる。

²¹ 念のため裁判官に確認したところ、尋問すべき者やその順序等に関し、公判期日に先立って、検察官や弁護人

まず、被告人の尋問において、裁判長は、その冒頭で、起訴状の内容について間違い等がないかどうかを被告人に確認するが²²、その後は自らが確認したい事項のために準備した質問を順次行っていく。この質問の内容は、犯罪事実に限られず、犯行に至る経緯その他周辺の事情に及ぶことも少なくないが、そのような質問がなされるのは、やはり、裁判長が、当該周辺の事情につき疑問等を抱いている場合に限定されているように思われる。また、事前の事件記録の検討により、裁判長は、当然ながら、一定の心証を既に抱いているため、例えば被告人が不合理と思われる供述をした場合には、直ちにその供述の不合理な点を指摘して、被告人に再度同じ点を確認するなどする。

そして、被告人の尋問が終了した後、被害者等の尋問に順次移るが、基本的にそれらの者は、「傍聴席」で起立し、その場で供述を行うことが多く²³、また、各尋問の冒頭に宣誓手続等が行われることもないため、一人の尋問が終了すると裁判長が次の者を指名し、直ちに次の尋問が始まるというように手続が流れていく。

この点、例えば、同じ立場（「被害者」等）の者が多数存在する事案で、かつ、個々人に対して事実関係等を確認する必要が高くない場合には、裁判長が一定の事項につき、当該立場の者全員に対し、発言したいことはないか、発言したい者は挙手するよという旨を告げ、挙手した者のみが発言するといった形で手続が進められることもある。また、これらの者に対する尋問も、事前の記録検討に基づく一定の心証を前提として行われるため、裁判長は、例えば被害者等に対しても、その供述の不合理な点を指摘したり、さらには、被害者にも相応な落ち度があった旨などを指摘し、反省を促したりすることがある。²⁴

他方、一人ないし一定の立場にある数名の尋問が行われた後、その尋問内容との関係で、被告人に対し、一定の事項を確認する必要がある場合には、適宜、被告人の尋問に戻り、それが終了した後に、引き続き、他の者の尋問が行われる（上記の際、被告人に対して確認される事項は、直前に尋問を受けた者の供述と被告人の供述が食い違っている事項等のほか、法律上の問題と解される事項についての意見等にも及ぶ。²⁵）。

から意見を聴くことはないということであった。

²² この際、被告人に対し、検察官が適用している刑法の罰条についての意見も求められるのが通例である。

²³ 時に、被害者等が証言台に進んで供述するよう求められることもあるが、それが求められる基準は定かでない。

²⁴ 例えば、被告人とその親族であり年長者である被害者との間でもめ事が起きた後、一旦、被告人が被害者に対して和解を申し入れたのに被害者がこれを断ったためにもめ事が解決せず、最終的に被告人が被害者に対する加害行為に及んだという傷害事件において、裁判長が被害者に対し、“年少者が和解を申し入れてきた場合、その申入れを受諾するのが年長者としてのあるべき姿であり、それを断った被害者にも問題があるのではないか”、“犯行態様について（被害者の供述は）客観的証拠と食い違っていて不合理であり、一審でも過大な損害賠償を請求しているが、そのような態度について自分自身ではどう思っているのか”、“被告人の母は被告人が幼い頃に外国に行ってしまったのだから、親族として（被害者には）被告人をきちんと養育する義務があったにもかかわらず、それを怠ったのが悪いのではないか”などと述べていた。

²⁵ 例えば、被告人がその権限に基づき他の個人を代理して銀行から借入れを行ったが（それゆえ、契約は当該個人と当該銀行との間で成立していると考えられる。）、当該借入金を横領したという事案において、被害者が当該個人なのか当該銀行なのかという点につき、裁判長が、当該個人及び当該銀行に対してそれぞれどちらが被害者

尋問の対象となる事項については、非常に大まかな印象ではあるが、やはり、犯罪の構成要件に直接的に関わる事実及びその確認のために必要な周辺の事情がまず対象とされた後、刑の加重及び減軽の情状（刑法 45 条以下）その他の事情を対象とした尋問が行われていると感じられる。

以上のような流れ²⁶で、とりあえず尋問すべきすべての者の尋問が終了した後、検察官、弁護士が、順次、必要な者に対する尋問を行っていく。²⁷

したがって、尋問すべき者が多数存在し、あるいは、被告人に対して様々な点を確認しなければならないような事案においては、例えば、検察官による起訴状朗読の後、数時間にわたり、ただひたすら裁判官による尋問が行われ、それが終わった後、ようやく検察官や弁護人が尋問を行うといった場合もある。

この点、事案によるが、検察官ないし弁護人が何ら質問を行わない場合もあり、他方、検察官ないし弁護人の質問が結構長く続いたと思われる場合でも、せいぜい 10 分ないし 20 分程度のものであって、裁判官による尋問と比較して、検察官ないし弁護人の質問は非常に短いものであるのが通例である。

(ウ) 以上の尋問のほか、刑事訴訟法上、証拠物の検討や鑑定人質問等が規定されているが（212 条ないし 215 条）、当職が傍聴した事件の中では、これらの手続が行われたものはなかった。

ただし、212 条 1 項の写真や証拠物を認証する調書、あるいは 215 条の鑑定の結論を記載した書面（73 条）が裁判官の手元にあった事件は何件かあったようであり、その限度では、上記の手続も行われていたというべきかもしれない。しかし、そうした事件においても、そのような書面等を公判期日における証拠とするための手続については、極めて不明確であった。²⁸

(エ) 証拠調べが十分に行われたと考える場合、裁判長は、更に尋問を求める者がいないかどうかを確認し、そのような者がいなければ、次の弁論手続を開始する（216 条）。

かという点を質問した後、被告人に対し、どちらが被害者であるかにつき意見があるか確認したことがあった。ただし、同事案では、民事上の損害賠償請求も審理の対象となっていたと思われることを付言しておく。

²⁶ あくまでイメージとしてであるが、裁判長による尋問全体の流れについては、日本で“教室において、講師が学生を順次指名して発言を求めていく”というような風景を想像されると分かりやすいのではないと思われる。

²⁷ 陪席裁判官がいつ尋問を行うかについては、裁判長がある者を尋問した後直ちに陪席裁判官も補充的に尋問を行い、その上で次の者に対する尋問が行われるという例や、裁判長がすべての者に対して尋問を行った後、陪席裁判官が必要と思う者に対する尋問を行うという例のほか、そもそも裁判長と陪席裁判官が尋問を分担して行っていると思われるような例もあり、事案によって柔軟に行われているようである。これに対し、人民参審員の尋問については、一つの事件で二、三の質問が行われるかどうかという程度であり、尋問の順序としては、事案により、検察官の質問の直前又は直後に行われていた。

²⁸ 222 条 3 項からすれば、書面等を判決の前提となる証拠とするためには、公判期日における何らかの手続が必要なのではないかと解されるが、そのような手続は行われていないようである。この点、別の機会に裁判官に質問したところ、書面が信頼できる機関の作成したものであり、かつ、公判期日における被告人の供述がそれらの書面と矛盾しないものであれば、当該書面は特段の手続なくして判決の基礎とすることができるとの回答があった。これと関連して、215 条 3 項の鑑定人欠席の場合の裁判長による鑑定の結論の公表についても、それは鑑定について議論があり、鑑定人が召喚されたが出頭しなかった場合にのみ行うものであって、そうでない場合については、通常、起訴状に鑑定結果が記載されそれが読み上げられる以上、裁判所が改めて鑑定結果を公表する必要はないという回答を得た。

(3) 弁論手続 (217 条ないし 221 条)

ア 検察官の論告、弁護人ないし被告人の反論等

(イ) まず、検察官が論告を行う (検察官は起立する。)

前記のとおり、既に起訴状に広汎な内容が盛り込まれているため、起訴状の内容と重なり合う部分も少なくないと思われるが、論告では、公判期日における証拠調べの結果、起訴状から変更が必要となった点及び刑の量定の前提とされるべき情状が重点的に指摘された上で、罪状の提案 (求刑) が行われる。

この点、被告人が被害額を争っていた事案で、公判期日において、被害者が被告人の主張が間違いない旨の供述を行った結果²⁹、論告において、検察官が起訴状記載の被害額を変更したと解された事案もあり、公判期日における証拠調べの結果、起訴状の内容に一定の変更が加えられることは、それほど珍しいことでもないのではないかという印象を受けた。

なお、控訴審の場合には、弁論手続において、検察官は、論告を行い、かつ、罪状を提案するのではなく、「事件の解決に関する検察院の観点を発表する」とものと規定されている (247 条後段)。³⁰具体的には、例えば、被告人の控訴の場合には、第一審判決において、考慮すべき諸事情は考慮されており、かつ、控訴審における新事情もないため、被告人の控訴に理由はないこと、被告人の述べる理由に合理性はないことなどが指摘され、他方、検察院の異議³¹の場合には、刑を加重すべき情状があるが第一審判決ではそれが考慮されていないことなどが指摘されていた。³²

(イ) 次に、被告人に弁護人のあるときは、弁護人による弁論が行われる (弁護人は起立する。)。この際、弁護人は、自らの見解を述べるほか、必要に応じて、検察官の論告に対する意見を述べる。³³

特記すべきは、この時点までに、弁護人に対しては、開始手続において証拠調べの追加を請求したり、証拠調べ手続において必要な者を尋問したりする機会とは与えられているが、自身の見解を明確に述べる機会とは与えられておらず、それゆえ、この弁論が、弁護人がその見解を述べる最初の機会だということである。³⁴そのため、例えば証拠調べが長時間にわたる事件においては、審理の開始から数時間が経過して初めて弁護人の見解が示され、時には、そこで初めて刑法の構成要

²⁹ なお、この点、検察官が当該被害者に対し、例えば以前の供述と異なるのではないかといった観点から公判期日における供述を再確認するという様子はみられなかった。

³⁰ この点、刑事訴訟法の越語原文では、217 条 1 項の「論告を行い」という部分では「順序立てて、具体的に、意見、事実やデータを提示する」という意味合いの語 (trình bày ; チン・バイ) が用いられている一方、247 条後段では、「事件の解決として望ましいと考えるところにつき、意見、見解等を提示する」という意味合いの表現が用いられているようであり、おそらく、既に第一審において論告等が行われていることとの関係で、控訴審では、必要な範囲で意見を述べれば足りるという趣旨のものではないかと解される。

³¹ 検察院の上訴については、控訴とは異なる「異議」という名称が用いられている (232 条)。

³² なお、傍聴した検察院異議申立ての事件は、第一審判決後に前科の存在が明らかになったという事案であった。

³³ 217 条 2 項の弁論と 218 条の論告に対する意見陳述は、同一の機会に行われているようである。

³⁴ これに対し、起訴状の内容が広汎であることもあり、検察側の見解は、手続の当初から明らかとなっている。

件該当性の問題が明確に指摘されるなどし、かなり違和感を覚えるところである。

(ウ) 被告人に弁護人のないときは検察官の論告後直ちに、弁護人のあるときは弁護人の弁論の後、被告人に対し、自ら弁論し又は弁護人の弁論について補充の意見を陳述する機会及び検察官の論告に対する意見を陳述する機会が与えられる。³⁵

(エ) 論告に対する意見が述べられた場合、検察官は、個々の意見に対し反論を行う。

また、弁護人らから述べられた意見につき、検察官が弁論していない事項がある場合、裁判長は、検察官に反論するよう提案することができる。

反論が終わると、再度、当該反論に対する反論がないかどうかを確認され、反論がなされた場合には、検察官が再び反論を行うという形で、弁論が進められていくようである（ただし、必ずしも明確でない。後記(カ)脚注を参照されたい。）。

(オ) 以上のほか、被害者、民事原告等も、自らの意見ないし検察官の論告に対する意見を述べることができる。³⁶

この陳述の例として、被告人も反省しているので重い処罰は求めない旨を被害者が陳述したり、あるいは、被告人が未成年者である場合に、その親が、検察官が論告において指摘する情状に反論したりする³⁷というものがある。

(カ) なお、以上の弁論の結果、更に証拠調べが必要と判断される場合は、再尋問が行われ、そして、その終了後に弁論が引き続いて行われることとなるが、当職が傍聴した事件の中では、これらの手続が行われたものはなかったようである。³⁸

イ 被告人の最終陳述

弁論が尽くされたとき、裁判長は、弁論の終了を宣言し、被告人に対し、最終陳述の機会を与える（なお、その結果、再尋問が必要な場合には再尋問が行われる。）。

この際、被告人からは、反省していること、被害者に申し訳ないと思っていること等が述べられる一方で、多くの場合、養うべき家族がいたり、経済的に困窮していたりといった事情もあるため、できる限り刑は軽くしてほしいという旨が述べら

³⁵ ただし、弁護人がある場合の発言の順番については、事案に応じ、まずは論告に対する弁護人の意見に対する検察官の反論等を行い、それが終了した後に被告人に対して発言の機会を与えるというやり方も用いられているようであった。なお、そのような場合も含め、被告人のこの意見陳述の後に検察官の反論等を行う必要がない場合には、引き続いて被告人に最終陳述の機会が与えられるため、両者は事実上、一体的に行われることとなる。

³⁶ これらの者の意見等の陳述については、217条の規定する順序に縛られず、例えば、検察官の論告の後、弁護人に先立ってこれらの者が意見を述べるなど、柔軟に運用されているようである。

³⁷ 被告人が未成年者である場合の家族の代表者の公判期日への参加につき、306条3項。

³⁸ ただし、①検察官の論告、②被告人の母の陳述、③弁護人の弁論、④被害者の父の陳述、⑤被告人の母の陳述、⑥検察官の弁論、⑦弁護人の弁論、⑧検察官の弁論という流れで手続が行われた事件があった。この手続については、上記②は上記①に対する意見の陳述（218条1項前段）であり、上記④は自らの意見陳述（217条3項）、上記⑤は上記④に対する反論（218条2項前段）、上記⑥は反論（同条1項後段）であり、上記⑦は上記⑥に対する反論（同条2項前段）、上記⑧は上記⑦に対する反論（同項同段）として理解した。しかし、この流れについては、上記①ないし③が弁論手続、上記④及び⑤が再尋問手続、上記⑥ないし⑧が再度の弁論手続であった可能性もある（なお、仮に217条及び218条が検察官の反論に対して弁護人が再度意見を述べることは想定していないとすれば、むしろこの理解しか成り立たない。）。この点、率直なところ、そもそも弁論（主張）と供述（証拠）の区別が手続上必ずしも明確でないことや、通訳上の問題から、いずれの手続であるのかは明確に確認できなかったが、把握した限りの内容面では、上記①ないし③の結果として上記④が必要となったとは解されず、また、上記⑤の内容は専ら情状についての意見であったことから、上記④及び⑤は証拠調べではなく、あくまで弁論手続における意見陳述であると理解した次第である。

れることが多い。

(4) 評議及び判決宣告（222 条ないし 226 条）

ア 評議

弁論手続が終了すると、裁判長が休廷を宣言した上、審理合議体は退廷し、別室で評議が行われることとなる。

なお、評議の結果、再度、証拠調べを行うことが必要と解される場合、審理合議体は、証拠調べ及び弁論を再開することができるが、当職が傍聴した事件の中では、再開がなされたものはなかった。

イ 判決宣告

評議が終了すると、裁判所書記官が休廷の終了を知らせるベルを鳴らし、間もなく審理合議体が入廷する（この際、法廷内のすべての者が起立する。）。

そして、裁判長又は審理合議体の他の構成員 1 名が、手に持った判決書を読み上げる形で³⁹、判決を宣告する（短い判決の場合は、法廷内のすべての者が起立したままで宣告が行われるが、比較的長い判決の場合は、判決の導入部分の読上げが終了した段階で、宣告を行う裁判長等が被告人を除く法廷内の他の者の着席を促した上、当該裁判長等及び被告人のみが起立した状態で宣告が行われていた。）。

3 民事控訴審公判手続の流れ⁴⁰

(1) 公判期日の開始手続（267 条、212 条ないし 215 条）

ア 開廷

開廷前、裁判所書記官は、出頭者の確認等を行うとともに、出頭者に対し、公判期日における規則（209 条）を告知する。

そして、検察官が立ち会う事件（21 条 2 項）については検察官も出頭した後、裁判所書記官が開廷を知らせるベルを鳴らし、間もなく審理合議体が入廷する（この際、法廷内のすべての者が起立する。）。

裁判長が開廷を宣言し、「公判を行う決定」（258 条 1 項 c）⁴¹を読み上げる。これにより、当事者⁹、審理合議体の構成員、検察官等のほか⁴²、公判期日に召喚された者の氏名もすべて明らかにされる（この読上げが終了した時点で、裁判長は、法廷

³⁹ 222 条及び「判決を読み上げ」ることを規定した 226 条から、審理合議体は、評議の時間中に判決書を作成し、判決書に基づいて判決を宣告しなければならないと解されているようである。ただし、現実の評議（休廷）時間と判決の宣告時間とを比較しても、判決の草案は、公判期日の開始前に既に出来上がっており、それが公判期日の証拠調べ及び弁論の結果に基づき、評議の時間中に必要に応じて変更ないし補充され、判決が宣告されているものと思われる。

⁴⁰ 刑事公判手続と重なる部分も少なくないが、理解の便宜のため、重複をおそれずに記載する。なお、以下、本項（脚注を含む。）において挙げる条文は、断りのない限り、すべて民事訴訟法の条文である。

⁴¹ 第一審については、195 条 1 項がこの決定の記載事項を定めているが、控訴審にはこれに対応する規定がない（なお、控訴審につき、第一審手続に係る規定を一般的に準用する規定もない。）。この点、S P C の裁判官評議会の 2006 年 5 号決議（Resolution No.5/2006/NQ-HDPT）には、控訴審における公判を行う決定の書式例が掲載されており、それによれば、控訴人ないし異議申立てを行った検察院の記載が加えられる点のほか、同決定の記載内容は、195 条 1 項の規定する内容と同様である。なお、刑事事件と同様、同一日に複数の公判期日が予定されている場合、各事件の審理開始時に、当該事件に係る決定がそれぞれ読み上げられる。

⁴² 条文上、訴訟代理人弁護士は含まれていないが、実際の決定書では弁護士の氏名も表記されていた。

内の全員の着席を促し、裁判長を含めたすべての者が着席する。))。

イ 人定質問等

(ア) 裁判長は、次に、裁判所書記官から、召喚又は通知を受けた手続の参加者⁴³の出頭状況の報告を受ける（この際、裁判所書記官は起立する。）。欠席者がいる場合、裁判所書記官は、その理由を併せて報告する。⁴⁴

(イ) 引き続いて、裁判長により⁴⁵、手続の参加者の人定質問が行われる（この際、それぞれ証言台の前に進んで質問を受ける。もっとも、例えば、同じ立場の者複数名が同時に証言台の前に進んだ上で、順次、人定質問を受けるといった方法もとられていた。）。¹³

ウ 権利義務の説明、各種要求の確認等

(ア) 人定質問が終わると、裁判長は、手続の参加者に対し、それぞれの権利義務を説明する（手続の参加者の権利義務の内容につき、58条ないし61条等）。

この点、傍聴した事件においては、上記の一般規定の大意に加え、特に、269条との関係で、控訴審における原告の訴え取下げには被告の同意が必要であることが説明されていた。

他方、この際に、審理合議体や検察官等の一定の者の更迭（46条以下）を提案するか否かの確認がされることも特徴的である。この更迭の提案との関係で、適宜、審理合議体の構成や役割、検察官の役割等についての説明がされていたが、中には、そもそも“裁判所が扱う事件には民事事件と刑事事件がある”といった極めて一般的な事項から説明が始められた事件もあった。こうした点も含め、権利義務の説明の方法については、個々の裁判官の裁量に委ねられている部分が大きいようである。

(イ) また、裁判長は、欠席者がいるが公判期日を行える場合には、併せて、手続の参加者に対し、公判期日の延期を要求するか否かを確認する。

(2) 主張立証手続⁴⁶（268条ないし272条、222条ないし231条）

⁴³ 当事者及びその他の手続の参加者を併せた概念である（56条ないし78条）。

⁴⁴ 同一日に複数の公判期日が予定されている場合は、最初に審理される事件における報告の際に、後に審理される予定の事件における手続の参加者の出頭状況についても併せて報告がなされる。したがって、刑事事件と同様、最初の事件の審理の際、後に審理されるべき他の事件における手続の参加者も基本的に既にすべて在廷していることに留意されたい。この点、別の機会に裁判官に確認したところ、同一日に複数の公判期日を予定する場合、複数の事件につき同一の開始時刻を指定するということがあった。もっとも、交通事情等も絡み、当事者が時間どおりにすべて揃うことはまずなく、大抵の場合、当事者が揃うまで裁判所が待つようである。現に、当職が傍聴した事件でも、午前7時30分に2件の期日指定がなされていたものの、実際に1件目の審理が始まったのが午前9時10分という例があった。

⁴⁵ この点、手続の参加者が多数の事件において、陪席裁判官が人定質問を分担していたこともあった。

⁴⁶ 民事訴訟法上は「尋問」と規定されているようであるが、規定の内容としては、当事者の主張等の確認を含み、また、物の証拠調べを含むため、ここでは理解の便宜のため、「主張立証手続」と訳した。この点、民事訴訟法上、その内容が申立てないし主張に係るものと解される場合であっても、「尋問」という語が用いられることがあることに留意されたい（詳しくは、脚注48を参照されたい。）。なお、控訴審における主張立証手続に係る条文中、272条1項による準用の範囲は必ずしも明確でないが、267条ないし272条の構造に鑑みれば、268条ないし271条は控訴審における特則であり、218条が控訴又は異議申立ての変更等（268条2項b）に準用され得ることを除き、217条ないし221条の準用はないのではないと思われる。ただし、少なくとも272条1項の「参加者の尋問」という文言上は、特に217条及び218条の準用の余地も否定できず（準用を肯定すれば、控訴審における訴えの

ア 取下げ意思等の確認

開始手続の終了後、裁判長は、原告に対して訴えの取下げを希望するか否かを確認し、控訴人ないし検察官に対して控訴ないし異議申立ての変更、補足又は取下げを希望するか否かを確認するほか、当事者間で合意（和解）が可能であるか否かを確認する。

少なくとも傍聴した事件からすると、これらの手続は、確認程度に極めて簡単に行われているという印象であり、例えば裁判官が当事者に対して和解等を積極的に勧める様子は一切みられなかった。

なお、この手続は、訴訟法上は、後記イの事件経過の陳述の後に行われるものとも読めるが、実務上は、前記(1)ウの権利義務の説明等と一体のものとして行われているようである。その理由としては、同手続と併せて行うことが流れとして円滑であることのほか、事件経過の陳述をした後に取下げや和解により訴訟が終了する場合、事件経過の陳述の時間が実質上無駄になるからではないかと思われる。

イ 事件経過の陳述⁴⁷

開始手続の完了後、審理合議体の構成員が、事件の内容、第一審判決の判断及び控訴ないし異議申立ての内容を陳述する（268 条 1 項。これは、控訴審についてのみ定められている手続であり、第一審の公判手続においてこれに対応する手続はない。もっとも、第一審においても、公判手続に先立ち数か月間に亘って公判準備が行われていること（179 条以下）から、審理合議体は、公判期日の開始前に既に各当事者の言い分や証拠関係を基本的に把握していることに留意されたい。）。

なお、一部の事件では、この陳述の後、手続の参加者それぞれに対し、概括的に、第一審判決についての意見を求めた上で、後記ウの個別の陳述聴取に移るということも行われていた。

ウ 当事者の陳述聴取

取下げや和解等による解決がなされない場合、実質審理に入ることとなるが、証拠調べの開始にあたり、まず、各当事者から控訴等の内容及びその根拠が提示される（271 条。第一審における 221 条に対応する手続であると解される。）。この陳述の順序については、まず控訴人（当事者全員が控訴した場合は、第一審における原告、被告、関連する権利、義務を有する者という順序である。）ないし検察官がこれを行った後、控訴ないし異議申立てに関連するその他の当事者がこれを行う（なお、いずれの当事者についても、訴訟代理人があるときは訴訟代理人が優先的に陳述を行い、当事者本人は追加陳述をなし得るにとどまる。）ものと定められている。

変更も可能となる。）、必ずしも明確ではない（もっとも、傍聴した事件では、訴えの変更ないし補足を行うか否かが明確に確認された事件はなかった。）。

⁴⁷ 仮訳の 268 条 1 項では「告知」と訳されているが、越語原文で用いられている語（công bố；コン・ボー。漢字をあてると「公布」。これは、例えば、227 条の事件の書類の「開示」につき用いられている語である。）及び手続のイメージ等を考慮し、日本の民事控訴審における第一審の口頭弁論の結果陳述と一部通じるところもあるように思われることから、理解の便宜のため、ここでは「事件経過の陳述」と訳した。

これは、証拠調べの開始に先立ち、当事者に主張を求める手続と理解することができ、傍聴した事件の中でも、この手続と後に続く証拠調べ手続及び弁論手続とが比較的明確に区分され、それゆえ、手続的に、主張と立証とが一定程度区別されていることが伺われるものもあった。

しかし、他方で、前記の事件経過の陳述の終了後、訴訟代理人弁護士1名からは陳述聴取に係るものと解される発言があったものの、その他の当事者からの同様の発言はなく、直ちに裁判所が証拠調べに入ったのではないか（あるいは、陳述聴取と証拠調べが一体的に行われているのではないか）と思われる事件もあった。

したがって、この手続と証拠調べとの関係はそれほど明確ではなく、少なくとも、日本における主張手続と立証手続のように峻別されているわけではないことに留意されたい。⁴⁸

⁴⁸ 272条1項により準用されると解される222条は、陳述聴取の後に尋問を行う旨を規定し、陳述聴取と尋問とを明確に区別しているように解釈し得る。また、越語原文では、陳述聴取に係る221条及び271条の表題においては「nghe lời trình bày ; ゲー・ロイ・チン・パイ」という語（「チン・パイ」を聞くという意味であるが、この「チン・パイ」は、例えば刑事訴訟法217条の論告について用いられている語であり、その意味合いについては脚注30を参照されたい。）が、当事者の尋問に係る223条ないし225条の表題においては「hỏi ; ホイ」という語（これは「尋ねる」という意味で日常的に用いられる語である。）がそれぞれ用いられて一応の区別がされており、さらに、221条においては、請求とその根拠となる証拠とが明確に区別されて規定されているところである。しかし、他方で、223条ないし225条の各2項の「提示した」という部分及び証人尋問に関する226条3項の「陳述する」という部分等においても前記「チン・パイ」の語が用いられていることや、そもそも221条の陳述聴取が第14章第3節の「公判期日における尋問手続」（この「尋問」については上記「ホイ」の語が用いられている。）の中に規定されていることなどもあって、少なくとも実務上、当事者の陳述（チン・パイ）聴取と当事者の尋問（ホイ）については、主張と立証といった質的な差があるとは必ずしも理解されておらず、ただ、当事者が自らこれを行うか、裁判所等が当事者に対して質問するという形でこれを行うかという方式においてのみ異なるものとの理解もあるのではないかとと思われるところである。すなわち、ただ手続の流れとして、まずは当事者に自ら陳述（チン・パイ）をさせた上で、その不明確な点、矛盾点、他の当事者との対立点につき、裁判所その他の者から尋問（ホイ）を行うという理解であり、この場合、まず各当事者に概括的な陳述をさせることで、不明確な点、矛盾点、他の当事者との対立点が明確になるという面はあると思われるものの、そこに、まずは主張を確認し、次に争点の判断のために立証を検討するという階層的思考や質的な差異に係る理解はなく、陳述聴取と尋問は、あくまで当事者の発言という点で同様のもの（いわば、主張と立証の性質を併せ持つ曖昧なもの）として理解されているのではないかという印象である（この点、陳述聴取を主張と捉えた上で、日本法の概念に従い分類するなら、陳述聴取における不明確な点や矛盾点を確認する尋問は、主張についての釈明に係るものであり、他方、陳述聴取やそのような釈明権の行使により明らかになった当事者の対立点について確認する尋問は、本来的な尋問であるということになるだろうか。このように、当事者の尋問についても主張と立証の双方の要素が入り交じっていることが、223条ないし225条の各3項において、尋問の際、合法的権利及び利益の弁護人が当事者に代わり答弁することができると規定されていることと少なからず関連しているものと解される。なお、この「答弁」については、「返事をする」という意味で日常的に用いられる「trả lời ; チャー・ロイ」という語が用いられている。）。そして、そのような理解のために、ひいては、陳述聴取を規定した221条及び271条が、いわば証拠調べ手続における証拠調べの順序について定めたものであるかのような理解すらあるのではないかとと思われるところである（この点、222条には、刑事訴訟法207条1項のような証拠調べの順序について定めたと解される規定はなく、民事訴訟法上、他にこれを定めたと解される規定はないことにも留意されたい。この場合、日本法の概念からすると、陳述聴取はいわば「主尋問」の集合であり、当事者尋問は「反対尋問」であるかのように理解されていることになる。なお、さらには、より根本的な申立てレベルの問題である取下げ意思等の確認（前記(2)ア）に関しても、起訴状の朗読に係る刑事訴訟法206条が「尋問前に」起訴状を朗読する旨を規定しているのに対し、民事訴訟法217条が尋問手続の第一段階として取下げ意思等の確認を規定していると読めることが気にならないではない。すなわち、仮訳においては必ずしも明確ではないが、当職において越語原文及び官報の英語訳を確認したところでは、同条は、「尋問手続は、裁判長が次の事項に関して当事者に尋問を行うことにより開始される」と規定しているようであり、文理上は、尋問手続の一環としての規定であるようにも読める。もっとも、他方で、221条の文言から、取下げ意思等の確認が“審理の開始”前の段階の手続であると理解できることなどもあり、そこまでの性質の混同はないかも知れない。）。以上は、あくまで実務運用を基準として訴訟法の文言等を検討するという観点からの当職の私見であって、今後、証明及び証拠に係る79条以下の規定等とも比較の上で、更に確

エ 証拠調べ

(ア) 証拠調べ手続は、第一審公判期日における証拠調べと同様に行われる。

尋問を行う者の順序については、272 条 1 項により準用されると解される 222 条において、裁判長，陪席裁判官²⁰，人民参審員，当事者の合法的権利及び利益の弁護人，当事者，検察官⁴⁹，その他の手続の参加者といった順序で尋問が行われることが定められている。この点，同条項についても，刑事訴訟法 207 条 2 項（前記 2 (2)イ(ア)）と同様，基本的に，当事者の各尋問において，それぞれ上記の順序で尋問を行うのではなく，公判期日全体を通じて，上記の順序で尋問を行うという趣旨のものとしての運用がなされているようである。

他方，尋問を受ける者の順序について明確な規定はないが，まず控訴人の尋問を行った後，他の当事者の尋問を行うという流れが一般的なようである。⁵⁰

(イ) 上記のような尋問に係る順序に従い，刑事事件の場合と同様，実際の尋問は，裁判官の主導による職権的な色彩の強いものとして行われている。

もっとも，控訴審における尋問の範囲は，272 条 2 項により，263 条の規定する控訴審の範囲に限定されているところであり，実際に傍聴した事件においても，裁判官から当事者に対してなされる質問の内容は，控訴人の申し立てている控訴理由に密接に関わる点に集中していたといえる。そして，当事者が争点と無関係と思われる事項について述べたときには，適宜，裁判官が，例えば，“本件は契約に基づく責任についての訴訟であるから，所有権の帰属に関する事情は関係ない”，“本件は民事事件であって，誰を訴追すべきかを調査する場ではない”，“その点は控訴の範囲外である”，“その点はそもそも第一審でも審理の対象となっていない”などという旨を告げ，当事者の発言を制限していた。

他方で，例えば，裁判官から，“契約が成立したことは疑いなく，契約上の責任があることも間違いがないにもかかわらず，一体どこに不満があるのか”という旨の発言があったり，さらには，延々と同様の不満を述べる当事者に対し，“既に 10 回以上説明した点であり，もしその判断が間違っていると思うのであれば，裁判官を相手方として別に訴えを起こせばよい”といった旨が告げられたりするなど，控訴審ということもあってか，予想以上に心証開示を含む強い発言がなされていたところである。

(ウ) その他，尋問の方法等につき，日本の民事訴訟における尋問との比較において，

認を要する点かと思われるが，ここでは，上記の点のほか，少なくとも，221 条及び 271 条において用いられている「チン・パイ」の語が 232 条や 273 条の「弁論」につき基本的に用いられている「phát biểu；ファツ・ビェウ」（漢字をあてると「発表」である。）という語とは異なっていることや（ただし，232 条 1 項 a の機関又は組織の代理人による意見の「提示」については「チン・パイ」の語が用いられている。），86 条及び 87 条の「尋問」の語については，「チン・パイ」とも「ホイ」ともまた異なる語が使用されていることなど，用語上の問題がかなり大きく，それが実務における民事訴訟法の規定の理解に少なからず影響しているように思われることを指摘しておきたい。

⁴⁹ 文言上，必ずしも明確ではないが，「当事者に続く」というのは，おそらく，当事者その他の手続の参加者の間に尋問を行うことを意味するものと解される。

⁵⁰ 傍聴した事件の中に，証人の尋問が行われた事案はなかったことを付言する。

印象に残った点を若干挙げると、次のとおりである。

a 裁判長が、当事者に対し、書証（領収証）を提示して尋問を行う場面があったが（手続的には、227 条の事件の書類の開示にあたるものと解される。）、その際、特に、例えば裁判所書記官が証言台に赴いて当事者の手元に当該書証を示すといったことはなく、裁判長が法壇上で関連書証を掲げ、当該書証の関連部分を指で指し示しながら尋問を行っていた。⁵¹

b 傍聴した限りでは、民事事件においては、「傍聴席」における尋問は行われておらず、当事者はそれぞれ証言台に進んで尋問を受けていたが、そもそも当事者については宣誓手続がなく⁵²、裁判長の指名ないし許可のもと、順次、当事者が証言台に進んで尋問が行われることのほか、前記のとおり、主張手続と立証手続とが必ずしも明確に分けられていないことなどから、証言台で行われる当事者の様々な発言について、それがどの手続に係るものであるのかがよく分からないとの印象を受けることがあった。

(エ) 以上のほか、民事訴訟法上、証拠物の取調べや鑑定人尋問等も規定されているが（272 条 1 項、228 条ないし 230 条）、当職が傍聴した事件の中では、これらの手続が行われたものはなかった。

(オ) 証拠調べが十分に行われたと考える場合、裁判長は、更に尋問を求める者がいないかどうかを確認し、そのような者がいなければ、次の弁論手続を開始する（272 条 1 項、231 条）。

この点、傍聴した事案において、関連する権利、義務を有する者を再度尋問することが請求され、これが認められた例があったが、その中に、裁判長が「傍聴席」に着席している当事者全員に対して追加の尋問を求めるか否かを確認したのに対し、そのうち 1 名が挙手して、その場で他の関連する権利、義務を有する者の尋問を求め、これが認められたという例があり、申立てが「傍聴席」でなされた点で、やや印象的であった。

(3) 弁論手続（273 条、232 条ないし 235 条）

ア 証拠調べが終了すると、271 条に規定する順序（前記(2)ウを参照されたい。）に従

⁵¹ なお、ベトナムにおける事件記録は、日本におけるそのように一連のものとして編綴されておらず、一定量ごとにホッチキスで綴じられた書類数部が、二つ折の紙製のファイルにただ挟んであるという体裁のものである。主張書面や証拠書面という分類はなく、基本的に、すべての書面が時系列に従って並べられ（なお、裁判所の作成した書面、原告の作成した書面というような分類もあるが、編年体が一般的だということである。）、一連の通し番号が付されている（控訴審では、第一審で付された通し番号に続く番号が付されていく。）。この通し番号に従って、ファイルの表紙裏に事件記録を構成する書面のリストが記載されているが、その記載も、かなり大雑把なものに止まる。したがって、証拠書類につき、例えば日本における「甲 1」など、その分類、特定等のために用いられる符号等はそもそもなく、かつ、証拠を示す際、特に事件書類の何ページといった特定もされていなかったようである。

⁵² なお、66 条 2 項、7 項及び 9 項によれば、証人については、宣誓（誓約）手続が行われるべきものと理解されるが、他方で、刑事訴訟法 55 条 4 項 b 及び 204 条 1 項の規定にかかわらず刑事訴訟において明確な誓約手続が行われていないこと（前記 2 (1)ウ(ア)）。この点、証人尋問の条項である 204 条 1 項において誓約を規定している点、誓約手続の要請は、刑事訴訟における方がより明確であるともいえる。）からすれば、民事訴訟においても、そのような手続は現実には行われていないか、行われていても極めて簡単なものではないかと推察される。

って、各当事者による弁論が行われる。

この弁論は、証拠の評価及び事件の解決に関する意見を内容とするものであるが、それは、公判期日において収集し、取り調べられ、確認された証拠等及び公判期日の尋問の結果に基づかなければならない。特に控訴審においては、弁論は、控訴審の範囲に含まれ、かつ、控訴審の公判期日で尋問された事項に限定される。そして、裁判長は、事件に関連しない意見の陳述を制限することができる。

他方、弁論の参加者は、他の者が述べた意見に対し、答弁することができる。

この点、傍聴した事件のうち1件において、裁判長が、訴訟代理人弁護士の弁論につき、“ポイントを明確にして弁論するように”、“弁論の際に当事者に対する確認を行わないように”といった注意を行った例があり⁵³、そして、同事件においては、同弁護士の弁論の後、相手方当事者の代理人がこれに反論し、更に同弁護士が再反論を行っていた。⁵⁴

イ なお、以上の弁論の結果、更に証拠調べが必要と判断される場合は、尋問が再開され、そして、その終了後に弁論が引き続いて行われることとなるが、当職が傍聴した事件の中では、これらの手続が行われたものはなかった。

(4) 評議及び判決言渡し（274条、236条ないし239条）

ア 評議

弁論手続が終了すると、裁判長が休廷を宣言した上、審理合議体は退廷し、別室で評議が行われることとなる。

なお、評議の結果、再度、証拠調べを行うことが必要と解される場合、審理合議体は、証拠調べ及び弁論を再開することができるが、当職が傍聴した事件の中では、再開がなされたものはなかった。

イ 判決言渡し

評議が終了すると、裁判所書記官が休廷の終了を知らせるベルを鳴らし、間もなく審理合議体が入廷する（この際、法廷内のすべての者が起立する。）。

そして、裁判長又は審理合議体の他の構成員1名が、手に持った判決書を読み上げる形で⁵⁵、判決を言い渡す。

4 審理に要する時間

以上、刑事及び民事公判手続の流れについて述べたが、これらの手続に要する時間につき付言すると、訴訟法上、いずれについても、原則として1日のうちに手続すべてを

⁵³ なお、当該事件においては、この弁論手続の段階になって初めて、訴訟代理人弁護士が、“被告とされている組織については、設立規則等がないため、被告適格がなく、被告適格を有するのは個々の構成員であるから、本件訴訟は不適法である”という旨の意見を述べ、かつ、それが審理の冒頭の当事者の陳述聴取の段階では明確に述べられていなかった事項であったことから、審理の終盤の段階になって被告適格に係る問題が明確に指摘されたという点に、強い違和感を覚えた。もっとも、それ以前に設立規則等に関する尋問自体は行われており、尋問の再開も行われなかったことも考慮すれば、第一審において指摘されるなどして、審理合議体や当事者においては既に認識されていた論点かと思われる。

⁵⁴ したがって、233条は、反論や再反論が繰り返されることを予定しているものとして運用されている。

⁵⁵ 刑事訴訟における同様、判決書に基づいて判決を言い渡さなければならないものと解されているようである。なお、脚注39を参照されたい。

終了させることが予定されており、実際、当職の傍聴した公判手続 12 件のうち 11 件につき、同日中に判決が言い渡された。残り 1 件については、同日中に実質的な審理（弁論手続まで）は終了したが、民事訴訟法 236 条 5 項に基づき、判決の言渡しが 4 日後と定められた。⁵⁶この点、上記 12 件のうち中止決定（民事訴訟法 266 条 2 項）のなされた 1 件を除く 11 件につき、公判期日の開始から判決言渡しの開始まで（評議のための休廷時間の終了まで）に要した時間は、概要、次表のとおりである。（単位：分）

	証拠調べ終了まで	弁論手続	休廷（評議）
刑事第一審事件 1	1 2 0	9 0 ⁵⁷	2 0
刑事第一審事件 2	4 5	5	1 2
刑事第一審事件 3	7 0	1 5	2 5
刑事第一審事件 4	1 0 5	1 5	3 0～ ⁵⁸
刑事控訴審事件 1	1 2	8	3
刑事控訴審事件 2	1 8	1 2	1 7
刑事控訴審事件 3	4 0	5	2 0
民事控訴審事件 1	5 0	1 0	2 0
民事控訴審事件 2	1 5	5	2 0
民事控訴審事件 3	8 5	2 3	2 0
民事控訴審事件 4	7 5 + 1 1 0 ⁵⁹	4 5	— ⁶⁰

なお、これら 11 件中、公判期日の開始から弁論手続の終了までに一時休廷が挟まれた事件は、最後の 1 件（民事控訴事件 4）のみである。したがって、表中「証拠調べ終了まで」欄及び「弁論手続」欄各記載の時間の合計時間に亘り、審理が継続して行われたことに留意されたい（民事控訴事件 4 については、午後の 110 分の証拠調べの後、一時休廷を挟まずに引き続き 45 分に亘り弁論手続が行われた。）。

第 3 ベトナムの公判手続の特徴

既に述べたところと重複する部分もあるが、最後に、ベトナムの公判手続の全般的な特徴ないし印象につき、いくつか述べておきたい。

1 職権的色彩及び教育的色彩の強さ

(1) まず、職権的色彩が非常に強いことである。

これは、刑事公判手続において特に顕著であり、法廷は、いわば、事件記録を検討した結果、既に裁判所が抱いている一定の結論の裏付けを行うとともに、事件記録上

⁵⁶ 次表の「民事控訴事件 4」である。なお、伊藤チーフアドバイザーの傍聴した刑事事件では、被害者の傷害の程度に係る証拠が不足していたために証拠調べの続行が決定された事件が 1 件あったとのことである。

⁵⁷ 脚注 38 で触れた事件であり、多数の者が発言を行った。

⁵⁸ 午前 11 時過ぎに弁論手続が終了したが、その際、昼休みを挟んで午後 1 時に判決を言い渡す旨が定められた事案である。裁判所の執務時間に鑑み、弁論手続終了後 30 分程度で判決言渡しを行うことができたのであれば、午前のうちに判決言渡しを行っていたであろうと思われるため、評議には 30 分以上を要するものと判断されたと思われる。

⁵⁹ 昼休みを挟んで手続が行われたため、午前中の審理時間と午後の審理時間を分けて記載している。

⁶⁰ 判決言渡しの期日が別途定められたため、評議時間は不明である。

は未だ必ずしも明確ではない点（関係者の供述に食い違いがある点も含まれるが、そうした点についても、既に裁判所は一定の心証を抱いた上で審理に臨む。）を調べるための場である。この点、バクニン省級裁判所の裁判官が、別の機会に、ベトナムにおける刑事の公判手続はあくまで捜査手続の延長であり、いわば“公開の場における公的な取調べ”であると述べていたが、正にそのとおりであると感じられる。

そして、上記のような公判手続の性質及び裁判官の理解ゆえ、捜査段階における証拠調べと公判期日における証拠調べとの性質の違いは重視されず、そのことが、例えば、捜査段階で収集され事件記録に含まれている証拠を判決の基礎とするにつき、公判期日において当該証拠が問題視されない限り、公判期日における特段の手続なくして当該証拠は当然に判決の基礎となし得る証拠とみなされるとの扱い⁶¹にもつながってくるものと解される。公判手続は、当然に事件記録に基づいた手続であって、事件記録をわざわざ公判期日で証拠化しなければならないという発想がないのであろう。

他方、民事公判手続については、傍聴の対象が控訴審の公判手続のみであり、かつ、ほとんどの事件がいわゆる本人訴訟であったから、職権的色彩が強かったのもある程度うなずけるところである。それでも、訴訟代理人弁護士が選任されていた事件を除き、当事者から他の当事者に対する尋問は全くといってよいほど行われず、また、訴訟代理人弁護士が選任されていた事件についても、まずは裁判所が尋問すべきと考えるすべての者に対して尋問を行った上で、弁護士に尋問の機会が与えられるという運用がなされていたこと等⁶²を見ると、やはり、あくまで裁判所が中心的な存在であり、公判手続は、相対する当事者が互いに主張等を闘わす場ではなく、裁判所の主導のもと、当事者が裁判所に対してそれぞれ陳情を行って裁定を求める場という印象であった。

(2) そうした職権的色彩に加え、折りに触れ、教育的な色彩も感じたところである。

この点、刑事事件において、裁判官が被害者に対して道徳に亘ると思われるような事項を述べた例⁶³が最たるものであるが、その他にも、例えば、人民参審員が被告人に対し、“学校での道徳の成績はどうであったか”、“君は青年連合の活動に参加していないのか”といった問いかけを行うなどしており、訴訟法の目的の一つとして「教育」が含まれること（刑事訴訟法及び民事訴訟法各1条）が、現実の訴訟運営にも少なからず影響しているのではないかと感じさせられた。

2 手続の不明確さ

(1) 次に、刑事、民事のいずれについても、目の前で行われている手続が訴訟法上のどの手続であるのかが不明確であると感じられることが間々あったことである。

これは、そもそも訴訟法の理解に関わる点なのかも知れないが⁶⁴、その点を描くと

⁶¹ 脚注 28 を参照されたい。

⁶² その他、当事者が法廷内の仕切り（bar）の中ではなく「傍聴席」にいることも、当事者が主役ではないと感じさせられる要因である。

⁶³ 脚注 24 を参照されたい。

⁶⁴ 脚注 48 を参照されたい。

しても、手続全般の印象として、例えば、これからどういう手続を行うのかについての裁判官の発言⁶⁵や宣誓手続等、一つの手続から次の手続に移る際の「区切り」となり得るべきものが余りみられないという印象である。

そして、この、いわば時間的な「区切り」の曖昧さに、「傍聴席」で尋問や申立てが行われることがあるといった場所的な「区切り」の曖昧さが加わることで、手続が混沌としているような印象が強まり、いわば“集会型”の公判手続であるとでもいうべき印象を受けるところである。

- (2) こうした状況に関しては、前記1で述べたように、職権的な訴訟運営に加え、裁判を通じての教育という側面が意識されていることから、裁判所から当事者等への働きかけという面に相対的に意識が集中し、それが、公判期日における手続（特にその形式面）の重要性一般に関する理解ないし意識の低さ及び裁判所以外の者からみた手続という視点の乏しさ（極論すれば、どの手続を行っているのかにつき、裁判所がこれを理解していれば、たとえ当事者が理解していなくとも特に問題はないという意識）⁶⁶につながっているのではないかとと思われるところである。

3 審理の対象に係る問題

- (1) さらに、手続上、具体的な争点ないし審理の焦点、換言すれば当事者の攻撃防御が集中されるべき点が明確にされる場面が少なく、審理のいわば最終段階である弁論手続において、ようやくそれが明確にされるという印象が強いことも指摘できる。

この点、刑事事件及び民事事件のいずれにおいても、公判手続は裁判所の主導で行われるところ、その際、その進行の根底にあるのは、あくまで裁判所の問題意識であり、証拠調べが終了した段階で行われる当事者の弁論は、いわば、その裁判所の問題意識を補充するものにすぎないように思われる。これは、審理の早期の段階で、裁判所の問題意識と当事者の問題意識との共通化を図り、攻撃防御の対象についての共通認識を形成した上で審理を行うという日本の公判手続ないし口頭弁論手続とは大きく異なる点である。

- (2) 攻撃防御の対象に関するこの問題は、刑事事件において、特に大きな問題をはらむものと思われる。

すなわち、刑事公判手続において、被告人の防御の対象は、あくまで刑法の条文のレベルで特定されるのみであり、被告人の尋問に先立って、より具体的に、例えば、「暴力的」であるか否か、「組織的」であるか否か（刑法93条1項n, o）といったレベルにまで攻撃防御の対象が明確化されることはない（尋問中に、その内容等から、裁判所がどこを問題としているかが伺われるだけである。）。特に、刑事訴訟法196条

⁶⁵ 例えば、“これからWを証人として尋問する“といった個々の手続に先立つ発言や、“本日は、まずA（被告人）を尋問し、それからV（被害者）の尋問、そしてW（証人）の尋問という流れで手続を行う”といった進行予定についての発言等である。

⁶⁶ 当事者からみた手続という視点の乏しさは、例えば、複数の事件の公判期日を同一日の同時刻に指定した上で、基本的に、すべての事件の当事者が揃うまで公判期日の開始を待ち、そして、先に審理する事件の審理の間中、後の事件の当事者をただひたすら待たせるという点（脚注44を参照されたい。）にも表れているように思われる。

2項前段より、裁判所は、「検察院が起訴のために適用した同じ条文中の他の項」であれば、その適用の結果、被告人の刑責が重くなる場合であっても、特に被告人に対する事前の告知を経ずに犯罪事実を認定し判決を宣告することができると理解されていることも考慮すれば、被告人の防御権の保障は、かなり低いものと感じられる。⁶⁷

- (3) これに対し、民事の公判手続については、訴訟法上、当事者の陳述聴取という手続により、証拠調べの前に争点を明確にし得る手段が準備されている。また、当該手続の存在もあって、傍聴した控訴審の公判手続においては、(少なくとも傍聴した刑事公判手続と比較すると) 審理も集中的に行われていたと感じられるところではある。

しかし、他方で、実務上、当事者の陳述聴取が果たして争点の明確化という機能を果たしているのかについては少なからず疑問を容れる余地があり⁶⁸、また、控訴審の公判手続に対する上記の印象については、既に第一審の手続を経て、かつ、第一審判決に対する不服という形で審理の対象が決定されるため、当事者の問題とするところが相対的に明確化されていたことや、公判期日の冒頭における事件経過の陳述手続(民事訴訟法 268 条 1 項) の存在していること等によりもたらされたところも大きいのではないと思われる。⁶⁹

いずれにせよ、少なくとも、審理の早期の段階で、「裁判所の認識と当事者の認識との共通化を図る」という視点はかなり乏しいものと解される。

4 小括

以上、3つの項目に分けて、ベトナムの公判手続の特徴について触れたが、これらの特徴は、それぞれ相互に密接に関連するものであり、かつ、訴訟法レベルの問題に限ら

⁶⁷ 裁判官から聞いたところでは、刑事訴訟法の適用に当たり、同一の犯罪であるか別の犯罪であるかを区別する基準は、「刑法において、同じ“条”に規定されているか否か」ということである。例えば、刑法 95 条の罪(精神を強く刺激された状態における殺人の罪)は、同法 93 条の罪(殺人罪)とは別の犯罪である一方、同条 1 項の殺人罪と同条 2 項の殺人罪(一定の事由の有無により、有期懲役刑の重さのほか、無期懲役や死刑を選択し得るか否かまで変化する。)は、同じ“条”に規定されている以上、あくまで同じ犯罪である。そして、刑事訴訟法 196 条 2 項前段は、裁判所が「検察院が起訴のために適用した同じ条文中の他の項に従って」判断することを認めており(この点、同項後段が、“別の犯罪”の場合には、「同等の犯罪又は軽い犯罪」に限定しているのと異なる。)、例えば、刑法 93 条 2 項の罪で起訴された被告人につき、同条 1 項を裁判所が適用することは可能であるから、結局、攻撃防御の対象は、刑法の条文レベルで特定されているにすぎないといえる(なお、上記の例の場合には、死刑が選択刑に入ることとなる結果、審理合議体の構成変更が必要となり(刑事訴訟法 185 条)、そのままでは審理を継続できなくなるが、それは別の問題である。)。この点、上記のように、刑法の同じ条文の他の項を適用する結果、被告人により重い刑を科すことになる場合に、被告人に対して審理の対象の変更を明確に告知するか否かを裁判官に尋ねたところ、「刑法の同じ条文に規定されている限り、その罪が審判の対象となっているから、告知を行わなくても問題はない。」という回答であった。なお、このような審理対象の変更に係る裁判所の権限に対し、検察官については、刑事訴訟法 217 条 1 項が「起訴状の全体若しくは一部又はより軽い犯罪である旨の結論」と規定していることとの関係で、刑法上、同じ条文に規定されていても、より重い刑罰を規定した他の項の適用を論告において求めることはできないと理解されているようである(したがって、同条項については、刑法の“条”のみならず“項”も含めて起訴状の記載により画される犯罪の範囲が判断されているようである。)

⁶⁸ 脚注 48 及び脚注 53 を参照されたい。

⁶⁹ 他方で、そのような事情のない第一審の場合には、審理の対象が控訴審の公判手続におけるほど明確には感じられないのではないかと推測される。公判準備手続にて既に裁判所が当事者の主張立証の内容を認識していることからして、民事第一審の公判期日の性質は、日本の訴訟手続になぞらえると弁論準備手続終了後の集中証拠調べ及び弁論終結期日に近いものとも解され、これまで傍聴した各公判手続における訴訟運営も考慮すれば、民事第一審公判手続における公判期日冒頭の当事者の陳述聴取も、当事者の主張により争点を明確化するというよりは、既に裁判所の抱えている問題意識を確認するという意味合いの強いものとして行われているのではないかと考えられるところである。なお、脚注 48 を参照されたい。

ず、そもそもの訴訟制度の目的や裁判所の役割等、根本的な意識に係る問題を含むものである。したがって、今後、市場経済の浸透や国際化にあたり、よりよい訴訟制度を目指すにつき、これらの点を改善していく必要があるとして⁷⁰、それは、必ずしも容易な道のりではないと思われる。

また、本プロジェクトは、訴訟実務の改善と関連して、S P Cから下級裁判所への情報提供、指導方法のあり方を検討していくものであるが、そうした過程においては、例えば、法規範における用語の統一等に係る問題や法律の解釈権限⁷¹及びその手法に係る問題等、同じく根本的かつ広汎な問題についての検討等も必要となってくるであろう。

こうした本プロジェクト全体における訴訟実務の改善活動の方向性等については、本稿の対象ではないが、とりあえず、訴訟実務の局面に限定するならば、例えば、公判手続の早期の段階で、裁判所の問題意識を当事者に明らかにする手続や更には当事者の関与の下で問題意識を共通化する手続を設けることで（例えば、刑事訴訟においては、検察官の起訴状朗読の後、証拠調べの前に、公判手続における尋問の順序や具体的な尋問事項、当該事項の法律上の位置付けにつき、一定の範囲で確認する手続など。他方、民事訴訟においては、上記と同様の手続のほか、公判準備手続の終了段階で争点整理書面を作成すべきことを定めたり、公判期日の冒頭の当事者の陳述聴取の終了時点で、裁判所と当事者との間で、証拠調べの対象となるべき争点やそれに関する証拠関係を確認する手続を設けたりすることが考えられるかと思われる。）、裁判所主導の訴訟実務の方向性の変化を促していくことがあり得るのではないかと考えられるところである。

以上

⁷⁰ もちろん、どのような訴訟制度が望ましいかについては様々な考え方があり得るから、これらの点のすべてにつき改善が必要であるかについては、更なる検討が必要であるが、少なくとも、個人的な感覚として、当事者の側から手続を見た場合の不透明さは少なからず問題であると思われるし、また、現在の訴訟運営のままでは、事件の増加に伴い裁判所の負担が増加すれば、いずれ裁判所の機能は麻痺するであろうと感じられる。

⁷¹ ベトナムの憲法上、法律の解釈権限は、国会の常任委員会に専属している。